

入札・契約制度の見直しについて

平成24年1月5日

南丹市は、公共投資の減少等に伴う建設業における競争激化により、低価格入札による受注が行われ、工事品質の確保に支障を来すだけでなく、下請業者へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等の悪影響が懸念されることを踏まえ、2月以降に開札を行う建設工事から、下記のとおり、入札・契約制度の見直しを行うこととしました。

■趣旨

工事の品質及び安全管理への影響等を考慮して、中央公契連*のモデル式が見直されたことから、従前のモデル式を参考としてきた南丹市においても価格算定の基準式を見直す。また、社会的要請に基づくコンプライアンスの徹底を受注者に促すとともに、不正行為等に対し毅然とした態度を明確に示し、不正・不誠実な行為の排除を行う。

※「中央公契連」：中央公共工事契約制度運用連絡協議会（中央省庁等の公共工事発注部局で構成）の略称

■見直しの内容

1. 最低制限価格制度、低入札価格調査制度に係る価格算定基準の引上げ

最低制限価格・低入札価格調査基準価格の算定基準

改正前			改正後	
①直接工事費の95%		➔	①直接工事費の95%	
②共通仮設費の90%			②共通仮設費の90%	
<u>③現場管理費の70%</u>			<u>③現場管理費の80%</u>	
④一般管理費の30%			④一般管理費の30%	
①から④の合計額			①から④の合計額	
設定範囲	<u>70%～90%の範囲内</u>		設定範囲	<u>70%～90%の範囲内</u>

- 最低制限価格制度・・・契約の内容に適合した履行を確保するため、当該価格未満で入札したものを失格とする制度
- 低入札価格調査制度・・・調査基準価格未満で入札した者を、契約の内容に適合した履行を確保できるかどうか調査し、適正な履行が確保できると判断される場合には当該価格で契約する制度

2. 誠実性の追求と不良不適格業者の排除に係る措置

入札時に提出される積算内訳書のチェックを厳格化し、内訳書の無効条件を明確化する。

➤ 無効な内訳書の例

- ・入札金額と内訳書記載金額の一致しない内訳書
- ・端数調整を行っている工事費内訳書
- ・直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の合計欄に記載された金額の合計額と工事内訳書の工事価格が一致しない内訳書
- ・必要な工種が抜け落ちている内訳書 等

■適用開始時期

平成24年2月1日以降に開札を行う建設工事から適用する。